

複製を禁ずる

森林土木工事標準歩掛

令和6年10月

宮崎県環境森林部

問い合わせ先
自然環境課 技術管理担当
電話：0985-26-7164

森林土木工事標準歩掛について

- 1 宮崎県環境森林部が発注する森林土木工事の積算に使用する標準歩掛については、主に「令和6年版 治山林道必携積算・施工編」(令和6年(一社)日本治山治水協会・日本林道協会 発行)等に掲載されているものを標準歩掛として適用しています。

また、一部それによらないものについては、宮崎県環境森林部が独自に定めた歩掛等を使用しています。

なお、治山関係事業において、4に定める歩掛を山林砂防工の適用条件に該当する工事等に適用する場合は、標記している「普通作業員」を「山林砂防工」に替えて適用しています。

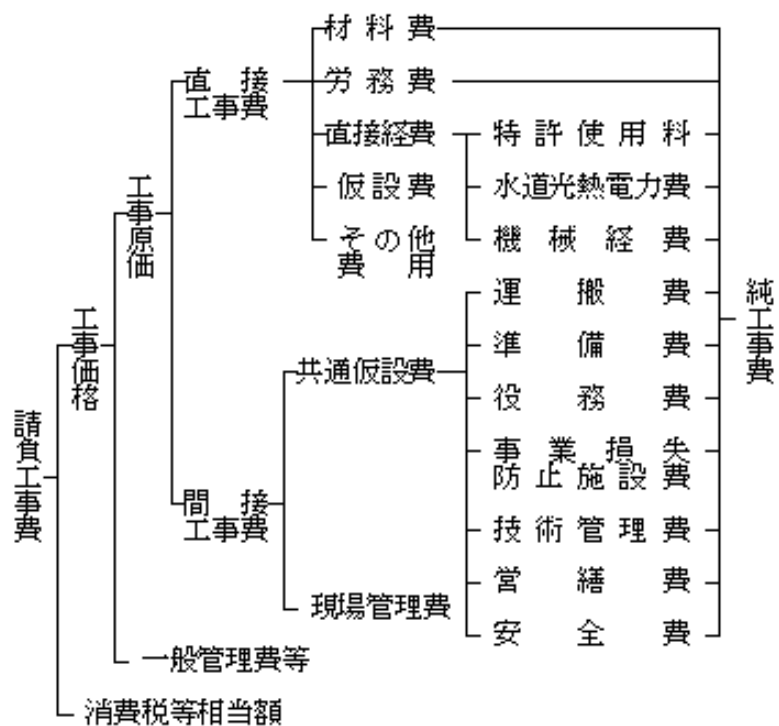
- 2 本資料は、第三者による複製、転載、販売、配布を禁じています。

目次

1	積算書の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	工事費の積算基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	数値基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 2
4	県独自の歩掛・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 3

1 積算書の構成

森林土木工事の積算書の構成は次のとおりとする。



2 工事費の積算基準

積算書は、次の要領により作成するものとする。

1 請負工事費の積算

(1) 直接工事費

直接工事費に係る各費目の積算は、各工事部門を工種種別及びその細別に区分し、各区分ごとに、目的とする施設の施工及び仮設工に直接必要な次のアからエまでに
ついて積算するものとする。

ア 材料費

材料費は、工事を施工するために必要な材料に要する費用とし、その算定は材料の数量に材料の価格を乗じて求めるものとする。

(ア) 材料の数量

数量は、標準使用量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量を実状に即して加算するものとする。

(イ) 材料の価格

価格は、原則として、入札時における市場価格とし、消費税相当分は含まないものとする。

なお、この価格には、現場までの運賃を加算するものとする。

イ 労務費

労務費は、工事を施工するために必要な労務の費用とし、その算定は次の(ア)及び(イ)によるものとする。

(ア) 所要人員

所要人員は、別に定める「森林整備保全事業標準歩掛」（平成 11 年 4 月 1 日付け 11 林野計第 133 号林野庁長官通知）によるほか、適正と認められる実績又は資料により算定する。

(イ) 労務賃金

労務賃金は、直接作業に従事した労働者に支払われる賃金であり、別に定める「公共工事等設計労務単価」によるほか、実状に即した賃金を採用するものとする。

基準作業時間外の作業及び特殊条件により作業に従事することに伴い支払われる割増賃金は、従事した時間及び条件によって加算するものとする。

ウ 直接経費

直接経費は、工事を施工するために直接必要な経費とし、その算定は次の(ア)から(ウ)までによるものとする。

(ア) 機械経費

機械経費は、工事を施工するために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）で、その算定は別に定める「森林整備保全事業建設機械経費積算要領」及び「森林整備保全事業標準歩掛」によるほか、適正と認められる実績又は資料により算定する。

(イ) 特許使用料

特許使用料は、工事を施工するために要する特許の使用料及び派遣技術者等に要する費用とする。

(ウ) 水道・光熱電力料

水道・光熱電力料は、工事を施工するために必要な用水・電力電灯使用料とする。

エ 仮設費

仮設費（共通仮設費に含まれるものを除く。）は、仮設工に直接必要なアからウまでの費用とし、本積算要領及び「森林整備保全事業標準歩掛の制定について」第 1 編共通第 8 仮設工に基づき、次に掲げる費用について、必要額を適正に積算するものとする。

なお、仮設材の損料率については、「森林整備保全事業標準歩掛の制定について」第 1 編共通第 8 仮設工によるものとする。

(ア) 型枠、支保工、足場工の設置、撤去、補修等に要する費用及び当該設備の使用期間中の損料（賃料）

- (イ) 山留（土留、仮締切）、仮井筒、築島工の設置、撤去、補修等に要する費用及び当該設備の使用期間中の損料（賃料）
 - (ウ) 水替工、仮水路の設置、撤去、補修等に要する費用及び当該設備の使用期間中の電力料及び損料（賃料）
 - (エ) 工事施工に必要な機械設備の設置、撤去及び補修等に要する費用
 - a コンクリートプラント、アスファルトプラント等の設置、撤去及び補修等に要する費用
 - b トンネル工事における照明設備に係る設置、撤去、補修等に要する費用及び当該設備の使用期間中の電力料
 - (オ) 電力、用水等の供給設備の設置、撤去、補修等に要する費用及び当該供給設備の使用期間中の損料（賃料）
 - (カ) 仮道、仮橋、現道補修等に要する費用
 - a 仮道、仮橋、モノレール等の設置、撤去、補修等に要する費用及び当該仮施設の使用期間中の損料（賃料）
 - b 公道等の補修に要する費用
 - (キ) 工事施工に必要な防護施設（転落、飛来等の防止柵及び発破用防護柵等）、仮囲い（工事用防護塀）に係る設置、撤去、補修等に要する費用及び当該防護施設等の使用期間中の損料（賃料）
 - (ク) 工事施工に伴う防塵対策（簡易舗装、タイヤ洗浄装置、路面清掃等）に係る設置、撤去、補修等に要する費用及び使用期間中の損料（賃料）
 - (ケ) 仮区画線に係る費用
 - (コ) その他(ア)から(ク)までに類するものに要する費用及び損料
- オ その他費用

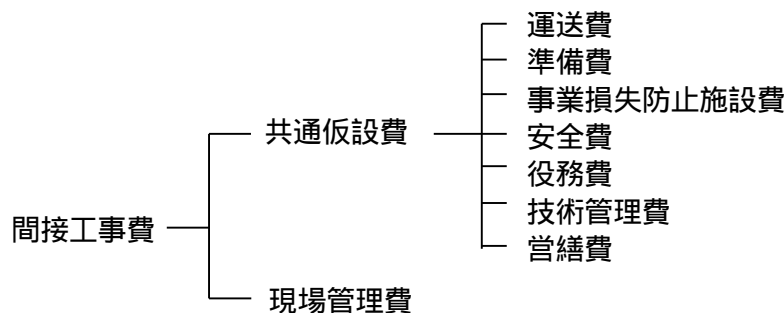
交通誘導員及び機械の誘導員等の交通管理に要する費用とし、当該工事の制約条件を勘案した交通規制パターン等による１日当たりの交通誘導警備員の配置人員を基に、工事期間内で配置される人数を計上する。

なお、休憩・休息時間についても交通誘導を行う場合には、交代要員も交通誘導警備員の人数に含めて計上する。

また、夜間勤務や交代制勤務等を行う場合は、別に定めるところにより労務費の補正を行う。

(2) 間接工事費

間接工事費の構成は、下記のとおりとする。



ア 共通仮設費

(ア) 工種区分

共通仮設費は、表４－１に掲げる工種区分に従って算定するものとする。

a 工種区分は、工事名にとらわれることなく、工種内容によって適切に選定するものとする。

b ２種以上の工種内容からなる工事については、その主たる工種区分を適用するものとする。

ただし、判断しがたい場合は、直接工事費で判断してもよいものとする。

表 4 - 1 工種区分

工種区分	工 種 内 容
河 川 工 事	河川工事（河川高潮対策区間の工事を除く。）にあって、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工及びこれらに類する工事
河 川 ・ 道 路 構 造 物 工 事	河川における構造物工事及び道路における構造物工事にあって次に掲げる工事 1 樋門（管）工、水（閘）門工、サイフォン工、床止（固）工、堰、揚排水機場、落石防止覆工、防雪覆工、防音（吸音）壁工、コンクリート橋、簡易組立橋、ＰＣ橋（プレキャストセグメントを除く工場既製桁の場合）等の工事及びこれらの下部、基礎のみの工事 2 橋梁下部工（ＲＣ構造）、床版工（ＲＣ構造及びプレキャストＰＣ構造） 3 ゴム伸縮継手、落橋防止工（ＲＣ構造）、コンクリート橋の支承、高欄設置工（コンクリート等）、旧橋撤去工（コンクリート橋上下部）、トンネル内装工（新設トンネル） 4 1 から 3 に類する工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するもの及び門扉等の工場製作及び揚排水機場の上屋は除く
治山・地すべり 防 止 工 事	治山及び地すべり防止工事にあって、次に掲げる工事 1 治山ダム工、護岸工、水制工、流路工 2 土留工、水路工、法切工、山腹緑化工、法枠工、落石防止工 3 集水井工、排水トンネル工、アンカー工、杭打工、排土工、暗きょ工 4 1、2 及び 3 に類する工事
海 岸 工 事	海岸工事にあって、次に掲げる工事 防潮工、消波工、砂丘造成における盛土工及びこれに類する工事
森 林 整 備	森林整備に係る工事にあって、次に掲げる工事 地植え、植栽、受光伐、除伐、本数調整伐及び保育に関する工事及びこれに類する工事
道 路 工 事	道路工事にあって、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函渠工、側溝工、山止工、法面工及びこれに類する工事
鋼 橋 架 設 工 事	鋼橋等の運搬架設に関する工事であって、次に掲げる工事 1 鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、鋼橋桁連結工、橋梁検査路設置工、高欄設置工（鋼製・アルミ等）、橋梁補修工（鋼板接着・増桁）、スノーシェッド（鋼構造）、ロックシェッド（鋼構造）、道路付属物を除く鋼構造物塗替工（水門、樋門、樋管、排水機場等）、床版工（ＲＣ構造及びプレキャストＰＣ構造を除く。）、橋梁下部工（鋼製） 2 簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事 3 鋼橋撤去工（鋼橋に伴う床版撤去含む。） ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。
Ｐ Ｃ 橋 工 事	ＰＣ橋に関する工事にあって、次に掲げる工事 1 工事現場におけるＰＣ橋の製作（工場製作桁は除く。）架設及び製作架設に関する工事 2 プレキャストセグメント構造のＰＣ橋工事
橋 梁 保 全 工 事	橋梁（上部工、下部工）に関するすべての保全、補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁付属物工の修繕工事（塗装、舗装打換え等は除く。）
舗 装 工 事	舗装の新設、修繕工事にあって、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理工、アスファルト安定処理工、砕石路盤工及びこれに類する工事 ただし、小規模（パッチング）な工事で施工箇所が点在する工事は除く。
ト ン ネ ル 工	トンネルに関する工事にあって、次に掲げる工事 1 トンネル工事 2 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本体工を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は供用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く。

道路維持工事	道路にあって、次に掲げる工事 1 管理を目的とした維持的工事 2 道路附属物塗替工、防雪柵設置撤去工¹、トンネル漏水防止工、トンネル内装工(供用トンネル)、路面切削工、路面工、法面工等の維持・補修²に関する工事 3 道路標識¹、道路情報施設、電気通信設備、防護柵¹、樹木等及び区画線等の設置 4 除草、除雪、清掃及び植栽等の緑地管理に関する作業 5 1から4に類する工事 1：局部的新設、復旧・更新を主とする場合に適用 2：法面工の補修については局部的な場合に適用
公園工事	公園緑地及び林業施設用地等の造成工事に関する工事にあって、次に掲げる工事 敷地造成工、園路広場工、植樹工、芝付工、花壇工、日陰柵工、ベンチ工、池工、遊戯施設工、運動施設工、法面工、敷地内舗装工、調整池工、排水工(敷地造成と併せて行うもの)、柵工及びこれらに類する工事

- 備考 1 保安林管理道等に類する工事は林道関係事業に準ずるものとする。
2 治山関係事業のうち、防潮工、砂丘造成における盛土工及びこれらに類する工事を主とする工事は海岸工事に準じ、防風工、植栽工等を主体とするものについては森林整備に準ずるものとする。

(イ) 算定方法

共通仮設費の算定は、表4 - 5(第1表から第4表まで)の工種区分に従って、所定の率計算による額と積上げ計算による額とを加算して行うものとする。

共通仮設費 = 対象額(P) × 共通仮設費率(kr) + 積上げ額

a 共通仮設費の率計算による部分

(a) 算定方法

共通仮設費の率計算による部分の算定は、次の計算式に定める対象額(P)に「表4 - 5工種区分別共通仮設費率」等に応ずる工種別の共通仮設費率(補正を含む。)を乗じて得た額の範囲内とする。

〔算定式〕

共通仮設費(率分) = 対象額(P) × (共通仮設費率(kr) + 補正率)

対象額(P) = 直接工事費 + (支給品費 + 無償貸付機械等評価額) + 事業損失防止施設費 + 準備費に含まれる処分費

ただし、下記に掲げる費用は、対象額に含めないものとする。

- (1) 簡易組立式橋梁、プレキャストP C桁、プレキャストP C床版、グレーチング床版、合成床版製品費、ポンプ、大型遊具(設計製作品)、光ケーブルの購入費
- (2) 上記を支給する場合の支給品費
- (3) 鋼桁、門扉等の工場製作に係る費用のうちの工場原価(工場製作品を含む。)
- (4) 大型標識柱〔オーバーハング式(F型、T型、逆L型、WF型)オーバーヘッド式〕、しゃ音壁支柱、鋼製バットレス式治山ダム、鋼製スリット式治山ダム、鋼橋製作工の支承や排水装置等の材料費(製作費を含む。)
- (5) 支給品費及び無償貸付機械等評価額は「直接工事費 + 事業損失防止施設費」に含まれるものに限るものとする。
- (6) コンクリートダム工事・フィルダム工事については、支給電力料を対象額に含めないものとする。
- (7) 別途製作工事等で製作し、架設及び据付工事等を分離して発注する場合は、当該製作費は対象額に含めない。

〔無償貸付機械等評価額の算定式〕

$$\left[\begin{array}{c} \text{無償貸付機械等} \\ \text{評価額} \\ \text{(貸付にかかる損料額)} \end{array} \right] = \left[\begin{array}{c} \text{無償貸付機械と同機種、} \\ \text{同型式の建設機械等損料額} \\ \text{(業者持込の損料額)} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{当該建設機械等の設計書に} \\ \text{計上された経費} \\ \text{(無償貸付機械等損料額)} \end{array} \right]$$

(b) 対象額

(1) 対象額は、次表により積算するものとする。

表 4 - 2 間接工事費等項目別対象表 (○:対象とする ×:対象としない)

間 接 工 事 費 等		共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
項 目	対象額	対 象 額	直接工事費 + 共通仮設費 = 純工事費	純工事費 + 現場管理費 = 工事原価
桁 等 購 入 費		×	○	○
処 分 費 等		処分費等の取扱いは、(注) 8 参照		
支 給 品 費 等	桁 等 購 入 費	×	○	×
	一 般 材 料 費	○	○	×
	別途製作の製作費	×	×	×
	電 力	○	○	×
無償貸付機械評価額		○	○	×
鋼橋・門扉等工場原価		×	×	○
現 場 発 生 品		×	×	×
ヘリコプター飛行経費、 コンクリートポンプ車圧送 料金		×	×	×

(注) 1 桁等購入費とは、簡易組立式橋梁、プレキャスト P C 桁、プレキャスト P C 床版、グレーチング床版、合成床版製品費、ポンプ、大型遊具（設計製作品）、光ケーブルの購入費をいう。

2 無償貸付機械等評価額は、「直接工事費 + 事業損失防止施設費」に含まれるものに限る。

3 無償貸付機械評価額とは、無償貸付機械と同機種同型式の建設機械等損料額から当該建設機械等の設計書に計上された額を控除した額をいう。

4 鋼橋・門扉等の工場製作に係る費用のうち工場原価（工場製作品を含む。）。

5 別途製作する標識柱〔オーバーハング式（F 型、T 型、逆 L 型、W F 型）、オーバーヘッド式〕しゃ音壁支柱、鋼製バットレス式治山ダム、鋼製スリット式治山ダム、鋼橋製作工の支承や排水装置等、工場製作品単価の場合の扱いは、鋼橋・門扉等の工場原価の取扱いに準ずるものとする（t 当たり製作単価として取扱う場合）。

6 現場発生品とは、同一現場で発生した資材を物品管理法で規定する処理を行わず再使用する場合をいう（直轄事業に限る。）。

7 別途製作したものを一度現場に設置した後に発生品となり再度支給する場合の扱いは、別途製作の製作費（材料費を含む。）と同じ扱いとする。

8 ヘリコプター飛行経費、コンクリートポンプ車圧送料金について見積により積算する場合は、間接工事費等に相当する部分を分離して見積することが困難なことから、間接工事費等を積算する際に、共通仮設費（率分）、現場管理費、一般管理費等の対象額から除外するものとする。

9 「処分費等」の取扱い

「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、表 4 - 3 のとおりとする。

(1) 処分費（再資源化施設の受入費を含む。）

(2) 上下水道料金

(3) 有料道路利用料

表 4 - 3 処分費等の取扱い

区 分	処分費等が「共通仮設費対象額 (P)」の 3 %以下で、かつ処分費等が 3 千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額 (P)」の 3 %を超える場合、又は処分費等が 3 千万円を超える場合
共通仮設費 現場管理費 一般管理費等	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額 (P)」の 3 %の金額を率計算の対象とし、3 %を超える金額は率計算の対象としない。 ただし、対象とする金額は 3 千万円を上限とする。

(注) 1 上表の処分費等は、準備費に含まれる処分費を含む。なお、準備費に含まれる処分費は、伐開、除根等に伴うものである。

2 上表により難しい場合は別途考慮するものとする。

(2) 鋼橋桁等の輸送に係る間接工事費等（対象額に対する率計算の場合）の積算は、発注形態別に次表によるものとする。

表 4 - 4 鋼橋桁等の輸送に係る間接工事費等

(○対象とする×対象としない)

形 態	共 通 仮 設 費	現 場 管 理 費	一 般 管 理 費 等
製作 + 輸送 + 架設等	○	○	○
製 作 + 輸 送	×	○	○
輸 送 + 架設等	○	○	○
輸 送	×	○	○
架 設 等	○	○	○

(注) 購入桁については、製作を購入を読み替える。

(c) 共通仮設費率

共通仮設費率は、表 4 - 5 によるものとする。

表 4 - 5 工種区分別共通仮設費率

第 1 表

工種区分	対象額	適用 区分	600 万円 以 下	600 万円を超え 10 億円以下		10 億円を超え るもの
			下記の率 とする。 (%)	算定式より算出された率とする。 ただし、変数の値は下記による。		下記の率 とする。 (%)
				A	b	
河 川 工 事			12.53	238.6	-0.1888	4.77
河川・道路構造物工事			20.77	1,228.3	-0.2614	5.45
治山・地すべり防止 工事			15.19	624.5	-0.2381	4.49
海 岸 工 事			13.08	407.9	-0.2204	4.24
森 林 整 備	A		10.80	48.0	-0.0956	6.62
	B		5.40	24.0	-0.0956	-
道 路 工 事			12.78	57.0	-0.0958	7.83
鋼 橋 架 設 工 事			38.36	10,668.4	-0.3606	6.06
P C 橋 工 事			27.04	1,636.8	-0.2629	7.05
舗 装 工 事			17.09	435.1	-0.2074	5.92
公 園 工 事			10.80	48.0	-0.0956	6.62

第2表

工種区分	対象額	600 万円 以 下	600 万円を超え 3 億円以下		3 億円を超え るもの
	適用 区分	下記の率 とする。 (%)	算定式より算出された率とする。 ただし、変数の値は下記による。		下記の率 とする。 (%)
			A	b	
橋 梁 保 全 工 事		27.32	7,050.2	-0.3558	6.79

第3表

工種区分	対象額	200 万円以下	200 万円を超え 1 億円以下		1 億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする。	(注) 1 の算定式により算出された率とする。ただし、変数の値は下記による。		下記の率とする。 (%)
			A	b	
道路維持工事		23.94	4,118.1	-0.3548	5.97

第4表

工種区分	対象額	1000 万円以下	1000 万円を超え 20 億円以下		20 億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする。	(注) 1 の算定式により算出された率とする。ただし、変数の値は下記による。		下記の率とする。
		(%)	A	b	(%)
トンネル工事		28.71	4,164.9	-0.3088	5.59

第5表

工種区分	対象額	600 万円以下	600 万円を超え 5,600 万円以下	
	適用区分	下記の率を第1表の率に加算する。	(注) 2 の算定式により算定された率とする。ただし、変数の値は下記による。	
		(%)	A'	b'
治山・地すべり防止工事		1.56	302.9	-0.0191
道路工事		2.96	75.5	-0.0407

(注) 1 . 共通仮設費率(kr)の算定式

$$kr = A \cdot P^b$$

ただし、kr：共通仮設費率(%)

P：対象額(円)

A・b：変数値

kr の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

対象額の算定に当たっては、ア 共通仮設費 (イ) 算定方法 a 共通仮設費の率計算による部分及び表4-2 間接工事費等項目別対照表を参照のこと。

- 2 . 治山・地すべり防止工事、道路工事において、対象額が5,600万円以下の場合は、共通仮設費率(kr)を次式により算定するものとする。また、対象額が600万円以下の場合は、第1表の率に第5表の率を加算するものとする。

$$kr = (A + A') \cdot P^{(b+b')}$$

ただし、A'、b'：変数(第5表)

- 3 . 治山・地すべり防止工事、道路工事において、対象額(円)が次表の範囲にある場合の共通仮設費率(kr)は、表に示された算定式を用いて求めるものとする。

工事区分	対象額(円)の範囲	共通仮設費率(%)の算定式
治山・地すべり防止工事	56,000,000 円超 60,205,000 円以下	5,280,000/対象額(円) × 100
道路工事	56,000,000 円超 63,748,000 円以下	6,496,000/対象額(円) × 100

4．森林整備のA B区分は次のとおりとする。

(1) 森林整備Aの区分

ア 土木的工事と併せて行う森林整備に係る工事で、当該工事の対象額のうち土木的工事の費用の割合が20%以上の場合

イ 樹高1.5m以上の苗木の植栽費が50%以上の場合

ウ 航空実播工

エ 種子吹付工

(2) 森林整備Bの区分

上記(1)のアからエまで以外の森林整備

(d) 共通仮設費率の補正

共通仮設費率の補正については、施工地域を考慮した補正を行うものとする。

(1) 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正及び計算

ア 表4 - 6の適用条件に該当する場合、共通仮設費率(表4 - 5 第1表～第4表)に補正係数を乗じるものとする。

表4 - 6 地域補正の適用

適用条件			補正 係数	適用 優先
施工地域区分	工種区分	対象		
市街地(DID補正)(1)	道路維持工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.4	1
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
一般交通影響有り(1)	道路維持工事	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上 of 車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。		
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
一般交通影響有り(2)	道路維持工事	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)		
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
市街地(DID補正)(2)	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.3	2
一般交通影響有り(3)	道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上 of 車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.3	3
一般交通影響有り(4)	道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種	一般交通影響有り(3)以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.2	4
市街地(DID補正)(3)	鋼橋架設工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	5
山間僻地及び離島	全ての工種	人事院規則における特勤勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.3	6

(注) 1 市街地とは、施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。

なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。

2 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。

イ 共通仮設費(率分)の計算

共通仮設費(率分) = 対象額(P) × 共通仮設費率(Kr) × 施工地域を考慮した補正係数

ただし、共通仮設費率は、表4 - 5第1表～第4表による。

なお、補正係数を乗じる場合は、共通仮設費率(kr)の端数処理後に係数を乗じて、小数第3位を四捨五入して第2位とする。

(2) 補正の留意事項

(1) 災害の発生等により、本基準において想定している状況と実態が乖離している場合などについては、上記1)及び2)のほか、必要に応じて実態等を踏まえた補正率を設定することができるものとする。

(2) 設計変更時における共通仮設費率の補正について、工事区間の延長等により当初計上した補正值に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正できることとなった場合は、設計変更の対象として処理するものとする。

b 共通仮設費の積上げ計算による部分

積上げ計算による部分の積算は、以下の(ウ)から(ケ)までにおいて、それぞれ積上げ計上するものとして定められた個々の費用を積上げることにより行うものとする。

(ウ) 運搬費

a 積算内容

運搬費として積算する内容は、次のとおりとする。

- (a) 建設機械器具の運搬等に要する費用
 - (1) 質量 20 t 以上の建設機械の貨物自動車等による運搬
 - (2) 仮設材等（鋼矢板、H 型鋼、覆工板、敷鉄板等）の運搬
 - (3) 重建設機械の分解、組立及び輸送に要する費用
 - (4) 質量 20 t 未満の建設機械の搬入、搬出及び現場内小運搬
 - (5) 器材等の搬入、搬出及び現場内小運搬
ただし、支給品及び現場発生品については、積上げ積算し、直接工事費に計上するものとする。
 - (6) 建設機械の自走による運搬
 - (7) 建設機械等の日々回送（分解、組立及び輸送）に要する費用
 - (8) 質量 20 t 以上の建設機械の現場内小運搬
- (b) 鋼桁、門扉等工場製作品の運搬（直接工事費に計上）
- (c) (a) 及び (b) に掲げるもののほか、工事施工上必要な建設機械器具の運搬等に要する費用
- (d) 建設機械等の運搬基地
運搬基地は、建設機械等の所在場所等を勘案の上決定するものとする。

b 積算区分

- (a) 共通仮設費に計上される運搬費
 - (1) 共通仮設費率に含まれる運搬費
 - ア 質量 20 t 未満の建設機械の搬入、搬出及び現場内小運搬（分解・組立を含む。）
 - イ 器材等（型枠材、支保材、足場材、仮囲い、敷鉄板（敷鉄板設置撤去工で積上げた分は除く。）、作業車（PC 橋片持ち架設工）、橋梁ベント、橋梁架設用タワー、橋梁用架設桁設備、排砂管、トレミー管、トンネル用スライドセントル等）の搬入、搬出及び現場内小運搬
 - ウ 建設機械の自走による運搬（トラッククレーン油圧伸縮ジブ型 80 t 吊以上は、積上げるものとする。）
 - エ 建設機械等（重建設機械を含む）の日々回送（分解・組立及び輸送）に要する費用
 - オ 質量 20 t 以上の建設機械の現場内小運搬
ただし、特殊な現場条件等により分解・組立を必要とする場合は、別途加算できるものとする。
 - カ a (a) ウの中で、トラッククレーン（油圧伸縮ジブ型 20～50 t 吊）・ラフテレーンクレーン（油圧伸縮ジブ型 20～70 t 吊）の分解・組立及び輸送に要する費用
 - (2) 積上げ項目による運搬費
 - ア 質量 20 t 以上の建設機械の貨物自動車等による運搬
なお、運搬される建設機械の運搬中の賃料又は損料についても積上げるものとする。
ただし、建設機械の日々の回送の場合は、共通仮設費率に含む。
 - イ 仮設材等（鋼矢板、H 形鋼、覆工板、敷鉄板等）の運搬
 - ウ 重建設機械の分解・組立及び輸送に要する費用
運搬中の本体賃料・損料および分解・組立時の本体賃料を含む。
 - エ 上記 (1) 及び (2) ア～ウにおける自動車航送船使用料に要する費用（運搬中の本体賃料・損料を含む。）
- (b) 直接工事費に計上される運搬費
 - (1) 鋼桁、門扉、工場製作品の運搬
 - (2) 支給品及び現場発生品の運搬

c 積算方法

- (a) 質量 20 t 以上の建設機械の貨物自動車等による運搬
 - 1) 質量 20 t 以上の建設機械の貨物自動車等の運搬費用
質量 20 t 以上の建設機械の貨物自動車等の運搬は次式により行うものとする。
$$U_k = A + M + K \text{ (又は } K' \text{)}$$

ただし U k : 質量 20t 以上の建設機械の貨物自動車等の運搬費

A : 基本運賃料金 (円)

表 4 - 7 によるものとする。

なお、運搬距離は運搬基地より現場までの距離とする。

また、下表に掲げてある基本運賃は、運搬割増 (特大品, 悪路, 冬期, 深夜早朝、地区等) の有無にかかわらず適用できる。

ただし、陸上輸送以外が必要な場合は、これに要する費用を別途計上すること。

M : その他の諸料金 (円)

ア) 組立、解体に要する費用

重建設機械の組立、解体に要する費用は別途加算する。

イ) その他下記事項の料金を必要により計上する。

a) 荷役機械使用料

b) 自動車航送船使用料

c) 有料道路利用料

d) その他

K : 運搬される建設機械の運搬中の賃料 (円)

K' : 運搬される建設機械の運搬中の損料 (円)

運搬される建設機械 (被運搬建設機械) の運搬中の賃料又は損料を計上する。

積算方法は、「2) 運搬される建設機械の運搬中の賃料及び損料」による。

* 建設機械運搬方法等は表 4 - 8 による。

2) 運搬される建設機械の運搬中の賃料 (K) 及び損料 (K')

運搬される建設機械の片道分の運搬中の賃料及び損料は次式により計上する。

運搬中の賃料 = 運搬される機械の供用 1 日あたり賃料 (円) × 運搬に要する
日数 (日)

$K = \text{運搬される建設機械の運搬中の供用 1 日あたり賃料 (円)} \times L /$
(輸送速度 × 8)

運搬中の損料 = 運搬される機械の供用 1 日あたり損料 (円) × 運搬に要
する日数 (日)

$K' = \text{運搬される建設機械の運搬中の供用 1 日あたり損料 (円)} \times L /$
(輸送速度 × 8)

L : 運搬距離 (km)

基地から現場までの片道距離とする。輸送速度: (30km/h)

(注) 1 . 運搬に要する日数の端数処理は、小数第 2 位を四捨五入し、小数第 1 位止めとする。

2 . 運搬に要する日数は、運搬状況を勘案して決定する。なお、トラックによる輸送は、時速 30km/h を標準とする。

3 . 分解・組立を要する重建設機械の積算に当たっては、重建設機械分解組立により積算すること。なお、重建設機械分解組立輸送については、運搬中の賃料 (K) を含む。

4 . 油圧式杭圧入引抜機 (鋼矢板 L・L・w・w・w 型用) の運搬が必要な場合は、別途考慮すること。

表 4 - 7 基本運賃表

貨物自動車規格	機械名	規格	20km まで (円)	50km まで (円)	100km まで (円)	150km まで (円)	200km まで (円)	200kmを 超え20km までを増 す毎に (円)
20t車以上 30t車まで	路面切削機	2.0m	71,000	87,000	112,000	137,000	163,000	10,200
	スタビライザ	深0.6m 幅2.0m						
	スタビライザ	深1.2m 幅2.0m						
	自走式破砕機	クラッシャー寸法 開450mm 幅925mm						
	油圧式杭圧入引抜機	鋼矢板 ・ 型用						
	バックホウ(超ロングアーム型)	山積0.4m ³ / 平積0.3m ³						
	各種	-						

(注) 1. 450kmを超える場合は別途考慮する。

2. 誘導車、誘導員の費用を含む。

表 4 - 8 建設機械運搬方法

機械名	規 格	車載		備考
		車種	機械 質量 (t)	
路面切削機 (ホイール式・廃材積込 装置付)	2.0m	R	28.50	
スタビライザ (路床改良用)	深0.6m 幅2.0m	R	23.00	
スタビライザ (路床改良用)	深1.2m 幅2.0m	R	24.70	
自走式破砕機	クラッシャー寸法 開450mm 幅925mm	R	30.00	
油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	鋼矢板 ・ ・ 型用	R	29.70	
油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	鋼矢板 L ・ L ・ w ・ w ・ w型用		37.90	
バックホウ (超ロングアーム型)	山積0.4 m ³ /平積0.3 m ³	R	22.00	

(注) 1 貨物自動車による運搬を計上する。

2 車載のRはトレーラである。

3 本表に掲載のある建設機械については、分解組立の必要はない。

(b) 仮設材等の運搬

仮設材等（鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等）の運搬費の算定は、次式により行うものとする。

$$U = [E \times (1 + F_1 + F_2)] \times G + H$$

ただし、U：仮設材の運搬費

E：基本運賃（円/t）

基本運賃は、次表によるものとする。

なお、運搬距離は、運搬基地より現場までの距離とする。

また、仮設材の運搬費は、基本運賃料金に必要な応じ冬期割増及び深夜早朝割増を行うものとし、車両留置料、長大品割増、休日割増、特別割増は適用しない。

F₁：冬期割増

F₂：深夜早朝割増

G：運搬質量（t）

H：その他の諸料金（有料道路利用料、自動車航走船利用料、その他）

端数の処理

運賃及びその他の諸料金は当該輸送トン数ごとに計算し、円未満の金額については、切り捨てる。

表 4 - 9 基本運賃表

距離	製 品 長		
	12m 以内	12m を超え 15m 以内	15m 超える
10 kmまで	4,350(3,410)	4,800(4,030)	7,010(5,180)
20 "	4,660(3,570)	5,170(4,240)	7,470(5,510)
30 "	5,000(3,850)	5,480(4,510)	7,990(5,860)
40 "	5,380(4,070)	5,900(4,760)	8,490(6,190)
50 "	5,750(4,420)	6,310(5,140)	9,040(6,630)
60 "	6,120(4,700)	6,760(5,490)	9,590(7,060)
70 "	6,540(5,070)	7,180(5,890)	10,100(7,520)
80 "	6,900(5,330)	7,570(6,190)	10,600(7,900)
90 "	7,220(5,610)	7,940(6,520)	11,100(8,310)
100 "	7,620(5,900)	8,380(6,840)	11,700(8,750)
110 "	7,960(6,250)	8,730(7,200)	12,200(9,180)
120 "	8,300(6,490)	9,080(7,470)	12,700(9,550)
130 "	8,700(6,780)	9,510(7,790)	13,300(9,940)
140 "	9,040(7,020)	9,850(8,060)	13,800(10,300)
150 "	9,370(7,290)	10,200(8,360)	14,400(10,700)
160 "	9,820(7,530)	10,600(8,630)	14,900(11,000)
170 "	10,000(7,790)	10,900(8,910)	15,400(11,400)
180 "	10,300(8,020)	11,200(9,180)	15,800(11,700)
190 "	10,700(8,290)	11,800(9,470)	16,800(12,100)
200 "	11,100(8,560)	12,100(9,780)	17,300(12,500)
200 kmを超え 20km までを増すごとに	677(477)	802(558)	1,080(738)

(注) 1 . 北海道・東北・北陸・中国・四国・九州・沖縄の7地方整備局等は()内の運賃を適用する。

ただし、沖縄については、100 km以下のみ適用とし、100 kmを超える場合は、別途考慮する。

2 . 敷鉄板については、敷鉄板設置撤去工で積上げた敷鉄板を対象とする。

3 . 誘導車、誘導員が必要な場合については、別途計上する。

表 4 - 10 運賃割増率
第 1 表 F₁ : 冬期割増

地 域	期間	割増率
北海道	自 11 月 16 至 4 月 15 日	2 割増
青森県、秋田県、山形県、新潟県、長野県、富山県、石川県、 福井県、鳥取県、島根県の全域	自 12 月 1 日 至 3 月 31 日	
岩手県のうち北上市、久慈市、遠野市、二戸市、九戸郡、二 戸郡、上閉伊郡、下閉伊郡、岩手郡、和賀郡、福島県のうち 会津若松市、喜多方市、南会津郡、北会津郡、耶麻郡、大沼 郡、河沼郡、岐阜県のうち高山市、大野郡、吉城郡、益田郡、 郡上郡		

第 2 表 F₂ : 深夜早朝割増

運搬時間を「22 時～5 時」に指定する場合	3 割増
------------------------	------

- (c) 仮設材等（鋼矢板、H 形鋼、覆工板、敷鉄板等）の積み込み及び取卸しに要する費用は、次表のとおりとする。

表 4 - 11 仮設材（鋼矢板、H 形鋼、覆工版、敷鉄板等）の積み込み、取卸し費

場 所	作 業	費 用 (円 / ton)		
基 地	積込み	750	1,500	3,000
現 場	取卸し	750		
	積込み	750	1,500	
基 地	取卸し	750		

- (注) 1 . 橋梁ベント及び橋梁架設用タワーは、率に含まれているため適用しない。

- 2 . 敷鉄板については、敷鉄板設置撤去工で積上げた敷鉄板を対象とする。

- (d) 重建設機械分解・組立て

- (1) 工事現場に搬入搬出する標準的な重建設機械の分解・組立てに適用する建設機械は次表を標準とする。

表4 - 12 適用建設機械

機械区分	適用建設機械
ブルドーザ	ブルドーザ（リッパ装置付を含む） 普通 21 t 級以上～44 t 級以下 湿地 20 t 級以上～28 t 級以下
バックホウ系	バックホウ山積（超ロングアーム型は除く） 山積 1.0 m ³ 以上～2.1 m ³ 以下（平積 0.7 m ³ 以上～1.5 m ³ 以下） 油圧クラムシェル・テレスコピック平積 0.4 m ³ 以上～0.6 m ³ 以下
クローラクレーン系	クローラクレーン〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・機械駆動式ウインチ・ラチスジブ型〕吊り能力 16 t 以上～300 t 以下 クラムシェル〔油圧ロープ式〕 平積 0.6 m ³ 以上～3.0 m ³ 以下 パイプロハンマ〔クローラクレーン・油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・50～55 t 吊〕
トラッククレーン系	トラッククレーン〔油圧伸縮ジブ型〕 オールテレーンクレーン〔油圧伸縮ジブ型〕 吊り能力 100 t 以上～550 t 以下
クローラ式杭打機	ディーゼルハンマ（防音カバー装置除く） 油圧ハンマ アースオーガ（二軸同軸式を含む） ディーゼルハンマ・アースオーガ併用 モンケン・アースオーガ併用 鋼管ソイルセメント杭打機 アースオーガ併用圧入杭打機 アースオーガ中掘式 機械質量 20 t 以上 150 t 以下
オールケーシング掘削機	オールケーシング掘削機〔クローラ式〕 掘削径 2,000 mm以下 オールケーシング掘削機〔スキッド式〕 掘削径 2,000 mm以下
地盤改良機械	中層混合処理機 機械質量 20t 以上 120t 以下
	サンドパイル打機 粉体噴射攪拌機（付属機器除く。） 深層混合処理機 プレファブリケイティッドバーチカルドレーン打機 機械質量 20 t 以上～180 t 以下
トンネル用機械	自由断面トンネル掘削機 ドリルジャンボ コンクリート吹付機 機械質量 20 t 以上～60 t 以下

(2) 分解・組立てに使用するクレーンは、次表を標準とする。

表 4 - 13 適用建設機械

機 械 区 分		規 格	分解組立用クレーン	
			機械名	規格
ブルドーザ バックホウ系 オールケーシング掘削 機（クローラ式） トンネル用機械		表 4 - 12 参照	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型（第 2 次基 準値）	25 t 吊
地 盤 改 良 機 械	中層混合処理機	質量 60t 以下	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型（第 2 次 基準値）	25t 吊
		質量 120t 以下		60t 吊
	サンドパイル打機	質量 60t 以下		
	粉体噴射攪拌機	質量 120t 以下		
	深層混合処理機	質量 180t 以下		
	プレファブリケート パネチカドレン打機			
クローラクレーン系		35 t 吊以下（クラムシル平積 0.6 m³含む）	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型（第 2 次基 準値）	25 t 吊
		80 t 吊以下（クラムシル平積 2.0 m³以下含む）		
		150 t 吊以下（クラムシル平 積 3.0 m³以下含む）		60 t 吊
		300 t 吊以下		
トラッククレーン系		表 4 - 12 参照	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型、排出ガス 対策型（第 2 次基準値）	70 t 吊
		200 t 吊以上 360 t 吊以下	リフター〔せり上げ能力〕	50 t
		550 t 吊以下		
クローラ式杭打機		質量 60 t 以下	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型、排出ガ ス対策型（第 2 次基準値）	60 t 吊
		質量 100 t 以下		
		質 150 t 以下		
オールケーシング掘削 機〔スキッド式〕		表 4 - 12 参照 〔 本体工事でクローラク レーン〔油圧駆動式ウ インチ・ラチスジブ型 排出ガス対策型（第 3 次 基準値）〕 70t 吊りを 使用する場合 〕	クローラクレーン 〔 油圧駆動式ウインチ・ ラチスジブ形排出ガス対 策型（第 3 次基準値） 〕	70t 吊
		表 4 - 12 参照 〔 本体工事でクローラク レーン〔油圧駆動式ウ インチ・ラチスジブ型 排出ガス対策型（第 3 次 基準値）〕 100t 吊りを 使用する場合 〕	クローラクレーン 〔 油圧駆動式ウインチ・ ラチスジブ形排出ガス対 策型（第 3 次基準値） 〕	100t 吊
		表 4 - 12 参照 〔 本体工事でクローラク レーン〔油圧駆動式ウ インチ・ラチスジブ型 排出ガス対策型（2011 年 規制）〕 100t 吊りを 使用する場合 〕	クローラクレーン 〔 油圧駆動式ウインチ・ ラチスジブ形排出ガス対 策型（2011 年規制） 〕	100t 吊

(注) 1 . ラフテレーンクレーン、リフターは賃料とし、クローラクレーンは損料とする。

なお、リフター（せり上げ能力 50 t）の供用 1 日あたり賃料は 224,000 円を標準とする。（オペレーター、燃料油脂費を含み、回送、運搬費は含まない。）

2. 現道上及び高架下等のラフテレーンクレーンによる分解組立作業が困難な場合は、リフターを使用することができる。
3. 現場条件により、上表により難しい場合は、別途考慮する。

(3) 分解・組立ての歩掛は、次表を標準とする。

表 4 - 14 分解・組立 1 台 1 回当たり歩掛

機械区分		規格区分	労務歩掛 特殊作業員(人) (分解+組立)	クレーン 運転歩掛(日) (分解+組立)	運搬費 率等 (%)	諸雑費 (%)
ブルドーザ		21t級以下	2.8	2.1	155	21
		44t級以下	4.6	3.4	153	21
バックホウ		山積1.4m3以下油圧クラム シェル・テレスコピック0.4m3 以上0.6m3以下含む	2.7	1.4	250	24
		山積2.1m3以下	4.5	2.3	256	25
クローラクレーン系		35t吊以下クラムシェル平積 0.6m3含む。	3.0	0.8	444	22
		80t吊以下クラムシェル平積 2.0m3含む。	5.5	1.5	434	21
		150t吊以下クラムシェル平 積3.0m3含む。	11.3	3.1	315	15
		300t吊以下	20.5	5.7	313	15
トラッククレーン系		120t吊以下	4.3	1.5	394	75
		160t吊以下	5.7	1.9	409	78
		360t吊以下	11.7	4.0	399	75
		550t吊以下	20.9	7.1	401	76
		200t吊以上360t吊以下 (リフターを使用する場合)	11.0	2.7	392	83
		500t吊以下 (リフターを使用する場合)	19.4	4.9	390	83
クローラ式杭打機		60t以下	8.6	2.1	163	2
		100t以下	15.5	3.7	164	2
		150t以下	23.5	5.6	163	2
オールケーシング掘削 機(クローラ式)		-	3.9	3.4	595	5
オールケーシング掘削 機(スキッド式)		〔 本体工事でクローラクレーン[油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型(第3次基準値)]70t吊を使用する場合 〕	4.9	11.9(h)	490	4
		〔 本体工事でクローラクレーン[油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型(第3次基準値)]100t吊を使用する場合 〕	4.9	11.9(h)	370	3
		〔 本体工事でクローラクレーン[油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型(2011年規制)]100t吊を使用する場合 〕	4.9	11.9(h)	361	3
地盤改良機械	中層混合処理機	60t以下	16.0	2.4	265	4
		120t以下	41.2	6.3	211	3
	サンドパイル打機、粉体噴射攪拌機、深層混合処理機、フリクティッドパーチカルドレン打機	60t以下	16.0	2.4	213	3
		120t以下	41.2	6.3	211	3
		180t以下	64.6	9.9	210	3
トンネル用機械		-	5.4	2.0	582	8

- (注) 1. 分解・組立ての合計であり、内訳は分解 50%、組立て 50%である。
2. 標準的作業に必要な装備品・専用部品が含まれている。
3. 運搬費等には、下記 から までの費用が含まれており、労務費・クレーン運転費の合計額に上表の率を乗じて計上する。
- トラック及びトレーラによる運搬費(往復)(誘導車、誘導員含む。)
- 自走による本体賃料・損料
- 運搬中の本体賃料・損料
- 分解・組立時の本体賃料

- ウエス、洗浄油、グリス、油圧作動油等の費用
4. 諸雑費は、分解・組立てのみを計上する際に適用し、下記 及び の費用が含まれており、労務費・クレーン運転費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

分解・組立時の本体賃料

ウエス、洗浄油、グリス、油圧作動油等の費用

(e) その他

- (1) 深層混合処理機(二軸式 90kW×2)は、地盤改良機械(機械質量 180t 以下)を適用する。
- (2) 粉体噴射攪拌機(単軸式 19.6kN・m×1)は、地盤改良機械(機械質量 60t 以下)を適用する。
- (3) 粉体噴射攪拌機(二軸式 55kW×2)は、地盤改良機械(機械質量 120t 以下)を適用する。
- (4) 粉体噴射攪拌機(二軸式 90kW×2)は、地盤改良機械(機械質量 120t 以下)を適用する。

(f) 単価表

(1) 重建設機械分解組立輸送 1 回当たり単価表

名 称	規格	単位	数量	摘 要
特 殊 作 業 員		人		表 4-14
分解組立用クレーン		日(h)		4-13、表 4-14
運 搬 費 等			1	表 4-14
計				

(2) 重建設機械分解組立 1 回当たり単価表

名 称	規格	単位	数量	摘 要
特 殊 作 業 員		人		表 4-14
分解組立用クレーン		日(h)		表 4-13、表 4-14
諸 雑 費		式	1	表 4-14
計				

(I) 準備費

a 準備費として積算する内容は次のとおりとする。

(a) 準備及び後片付けに要する費用

- (1) 着手時の準備費用
- (2) 施工期間中における準備、後片付け費用
- (3) 完成時の後片付け費用

(b) 調査・測量・丁張等に要する費用

- (1) 工事着手前の基準測量等の費用
- (2) 縦・横断面図の照査等の費用
- (3) 用地幅杭等の仮設等の費用
- (4) 丁張の設置等の費用

(c) 準備として行う以下に要する費用

- (1) ブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹等を除去する伐開に要する費用（樹木をチェーンソー等により切り倒す伐採作業は直接工事費に計上する。）

- (2) 除根、除草、整地、段切り、すりつけ等に要する費用

なお、伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積込み作業は含む。（伐採作業に伴う現場内の集積・積込作業は含まない。）

- (d) (a)から(c)に掲げるもののほか、伐開、除根、除草等に伴い発生する建設副産物等を工事現場外に搬出する費用、当該建設副産物等の処理費用等工事の施工上必要な準備に要する費用

- (e) 準備に伴い発生する交通誘導警備員の費用については、直接工事費に積上げ計上する。

b 積算方法

準備費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、前記(I)の a の

(a)、(b)、(c)とし、積上げ計上する項目は前記(I)の a の(d)に要する費用とし、現場条件を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。

(オ) 役務費

a 役務費として積算する内容は次のとおりとする。

- (a) 土地の借上げ等に要する費用
- (b) 電力、用水等の基本料
- (c) 電気設備用工事負担金

b 積算方法

役務費の積算は、現場条件を的確に把握することにより必要額を適正に積み上げるものとする。

(a) 借地料

(1) 宅地・宅地見込地および農地 $A = B \times 0.06 \div 12$

(2) 林地およびその他の土地 $A = B \times 0.05 \div 12$

ただし、A：借地単価（円/m²/月） B：土地価格（円/m²）

(注)上記算定式は、国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準第 25 条及び同運用に係る場合に適用する。

(b) 電力基本料金

料金は、負荷設備、使用条件に応じて異なるため、個々に電力会社の「電気供給規定」により積算する。

(c) 電力設備用工事負担金

電力設備用工事負担金とは、臨時電力（1 年未満の契約の契約期間の場合に適用。）の臨時工事費及び高圧電力甲等（1 年以上の契約期間で 1 年間までは負荷を増減しない場合に適用）の、工事費負担金を総称するものである。

工事費負担金は、使用する設備容量、電気供給契約種別、電力会社が施設する配電路線の延長等によって異なるため、設備容量、使用期間、使用場所等を定めて負担金を計上する。

(カ) 事業損失防止施設費

a 事業損失防止施設費として積算する内容は次のとおりとする。

- (a) 工事施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等に起因する事業損失を未然に防止するための仮施設の設置費、撤去費及び当該仮施設の維持管理等に要する費用
- (b) 事業損失を未然に防止するために必要な調査等に要する費用

b 積算方法

事業損失防止施設費の積算は、現場条件を的確に把握することにより必要額を適正に積み上げるものとする。

(キ) 技術管理費

a 技術管理費として積算する内容は次のとおりとする。

- (a) 品質管理のための試験等に要する費用
- (b) 出来形管理のための測量等に要する費用
- (c) 工程管理のための資料の作成等に要する費用
- (d) (a)から(c)に掲げるもののほか、技術管理上必要な資料の作成に要する費用

b 積算方法

(a) 技術管理費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、上記 a の (a)、(b)及び(c)のうち下記の項目とする。

- (1) 品質管理基準に含まれる試験項目（必須・その他）に要する費用
- (2) 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用
- (3) 工程管理のための資料の作成等に要する費用
- (4) 完成図、マイクロフィルムの作成及び電子納品等に要する費用
- (5) 建設材料の品質記録保存に要する費用
- (6) コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用
- (7) コンクリートの単位水量測定、ひび割れ調査、テストハンマーによる強度推定調査に要する費用
- (8) 非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定に要する費用
- (9) 微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定に要する費用
- (10) PC 上部工、アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用
- (11) トンネル工（NATM）の計測 A に要する費用

- (12) 塗装膜厚施工管理に要する費用
- (13) 溶接工の品質管理のための試験等に要する費用（現場溶接部の検査費用を含む）
- (14) 施工管理で使用するＯＡ機器の費用（情報共有システムに係る費用（登録料及び利用料）を含む。）
- (15) 品質証明に係る費用（品質証明費）
- (16) 建設発生土情報交換システム及び建設副産物情報交換システムの操作に要する費用
- (b) 上記以外で積み上げる項目は、次の各項に要する費用とする。
 - (1) 特殊な品質管理等に要する費用
 - 土質等試験：品質管理基準に記載されている項目以外の試験
 - 地質調査：平板載荷試験、ボーリング、サウンディング、その他原位置試験
 - (2) 現場条件等により積上げを要する費用
 - 軟弱地盤等における計器の設置・撤去及び測定・取りまとめに要する費用
 - 試験盛土等の工事に要する費用、トンネル（ＮＡＴＭ）の計測Ｂに要する費用
 - 施工前に既設構造物の配筋状況の確認を目的とした特別な機器（鉄筋探査等）を用いた調査に要する費用
 - 防護柵の出来形管理のための非破壊試験に要する費用
 - (3) 施工合理化調査、施工形態動向調査及び諸経費動向調査に要する費用
 - 調査に要する費用とし、その費用については、間接工事費、一般管理費等の対象とする。
 - (4) ICT建設機械に要する以下の費用
 - 保守点検
 - （施工箇所が点在する工事においては、施工箇所毎の施工数量によるものとするため、箇所毎に必要額を計上するものとする。）
 - システム初期費
 - （１工事当たり使用機種毎に一式計上とする。施工箇所が点在する工事の場合は、箇所毎に計上するのではなく、１工事当たり使用機種毎に一式計上とする。）
 - ３次元起工測量
 - ３次元設計データの作成費用
 - ３次元出来形管理・３次元データの納品及び外注経費等にかかる費用
 - (5) その他前記(1)、(2)、(3)及び(4)に含まれない項目で、特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用
- (k) 営繕費
 - a 営繕費として積算する内容は次のとおりとする。
 - (a) 現場事務所、試験室等の営繕（設置・撤去・維持・修繕）に要する費用
 - (b) 労働者宿舍の営繕（設置・撤去・維持・修繕）に要する費用
 - (c) 倉庫及び材料保管場の営繕（設置・撤去・維持・修繕）に要する費用
 - (d) 労働者を現場事務所等集散場所まで輸送するために要する費用（現場条件により現場事務所から作業地点へのモノレール輸送、海上輸送等による労働者の輸送に要する費用は、積上げ計算によるものとする。）
 - なお、貨物用モノレールを設置する場合やケーブルクレーン又はヘリコプターにより資材を運搬する場合、施工現場までの移動手段が長時間の徒歩となり、労働時間に制約を受ける場合等、必要に応じて人送モノレールを計上することができる。
 - (e) 上記(a)、(b)、(c)に係る土地・建物の借上げに要する費用
 - (f) 監督員詰所及び火薬庫等の営繕（設置・撤去・維持・補修）に要する費用
 - (g) 現場事務所、監督員詰所等の美装化、シャワーの設置、トイレの水洗化等に要する費用
 - (h) (a)から(g)に掲げるもののほか工事施工上必要な営繕等に要する費用

b 積算方法

(a) 営繕費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、上記 a の(a)から(e)までとする。

(b) 監督員詰所及び火薬庫等の設置は、工事期間、工事場所、施工時期、工事規模、監督体制等を考慮して必要な費用を積み上げるものとする。

(1) 監督員詰所

- ・設置撤去する場合 $E_k = (500 \cdot M + 14,150) + t \cdot M$
- ・設置のみの場合 $E_k = (500 \cdot M + 10,600) + t \cdot M$
- ・撤去のみの場合 $E_k = (500 \cdot M + 3,550) + t \cdot M$
- ・損料のみの場合 $E_k = (500 \cdot M) + t \cdot M$

ただし、 E_k ：監督員詰所に係る営繕費

(E_k には、建物の設置・撤去・損料に要する費用、電気・水道・ガス設備の設置・撤去に要する費用、下記 t の費用が含まれる。)

A：建物面積 (m^2)

(建物面積は人員 2 名までは、25 m^2 を標準とする。ただし、現場条件及び夜間作業を伴い宿泊施設を要する場合等により、詰所の規模は別途考慮することができる。)

M：月数(必要月数を 30 日で除し、小数第 2 位を四捨五入し、1 位とする。)

t：次の項目に要する費用

- 1 備品(机、いす、黒板、温度計、書簿、時計、エアコン、消火器、湯沸器、ロッカー、応接セット)に要する費用
- 2 備品は損料として 13,800 円/月を計上する。
- 3 その他、現場条件等により積上を要する費用

(注 1) 備品及び車庫を計上する場合は、特約事項又は特記仕様書に明示するものとする。

(注 2) 上記の E_k については、電気、水道、ガスに係る基本料及び使用料は含まれていない。

(注 3) 電気、水道、ガスに係る既設の供給管(線)と監督員詰所が離れている場合は、別途考慮することができる。

(注 4) 監督員詰所の設置にあたり土地等の借上げが必要な場合は、別途考慮することができる。

(2) 火薬庫類

火薬庫類の計上区分

ア) 大規模工事(1 工事の火薬使用量が、20 t 以上の工事)

表 4 - 15 火薬庫類等の計上区分及び規格

火 薬 庫 類 等	規 格
火 薬 庫	2 級火薬庫 鋼製移動式 2 t 庫 5.0 m^2
火 工 品 庫	鋼製移動式 1 t 庫 3.2 m^2
取 扱 所	鋼製移動式 3.2 m^2
火 工 所	組立テント式 1.9 m^2

備考 各都道府県等の条例、現場条件等により、現場に火薬庫を設置することが不適当と判断される場合は、小規模工事に準じる。

イ) 小規模工事（大規模以外の工事）

表 4 - 16 火薬庫類等の計上区分及び規格

火薬庫類等	規 格	適 用
取 扱 所	鋼製移動式 3.2 m ²	1 日の使用量が 25 kg 以下の場合は計上しない
火 工 所	組立テント式 1.9 m ²	

（注） 交通不便な箇所において火薬庫を設置して火薬類を保管する必要があると判断される場合又は各都道府県等で条例、その他別途定められている場合においては必要に応じて火薬庫を計上するものとする。

火薬庫類の営繕損料

表 4 - 17 規格 1 現場当たり火薬庫類損料

火薬庫類等	規 格	損料（円）
火 薬 庫	2 級火薬庫 鋼製移動式 2 t 庫 5.0 m ²	620,000
火 工 品 庫	鋼製移動式 1 t 庫 3.2 m ²	523,000
取 扱 所	鋼製移動式 3.2 m ²	459,000
火 工 所	組立テント式 1.9 m ²	54,000

（注） 1．損料は、2 年以下一律。

2． 1 現場当たりの使用期間が 2 年を超える場合は次のとおりとする。
2 年を超え 4 年以下の場合は、上表損料の 40% 増とする。

4 年を超える場合は、火薬庫類の耐用年数を考慮し別途積算する。

3．火薬庫類損料には、火薬庫類の設置・撤去、立入り防止柵、警報装置、避雷装置等の費用を含む。

保安管理費

ア) 火薬庫、火工品庫を設置する工事に当たっては、火薬類盗難防止に万全を期すため、必要に応じて夜間巡回等の見張人を安全費に計上するものとする。

ただし、上記の場合は特記仕様書にその旨を記載するものとし、次式により算定する。

保安管理費 = 火薬庫類設置期間（月）× 30 日/月 × 普通作業員単価

（昼間単価）

（注） 火薬庫類設置期間は火薬を使用する工程の設計工程から求めるものとし 0.5 ヶ月単位（2 捨 3 入）とする。

イ) 火薬庫類の設置に当たり土地の借上げが必要な場合は、別途考慮することができる。

（c）現場事務所、監督員詰所等の美装化、シャワーの設置、トイレの水洗化に要する費用

「森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて」（平成 11 年 7 月 1 日付け 11-13 林野庁指導部長通知）により積算するものとする。

（d）その他、現場条件等により積上げを要する費用

（e）同一の事業（事業名によらず、同種の事業内容であった前身の事業を含む。）により設置された作業施設を使用して工事を施工する場合には、当該作業施設の使用に要する費用相当額を営繕費から控除するものとする。

（ケ）安全費

ア 安全費として積算する内容は、次のとおりとする。

（a）安全施設等に要する費用

（b）安全管理等に要する費用

- (c) (a)及び(b)に掲げるもののほか、工事施工上必要な安全対策等に要する費用
なお、交通管理に要する費用（交通誘導員及び機械の誘導員等の費用）については、直接工事費のその他の費用に積上げ計上するものとする。

b 積算方法

- (a) 安全費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、上記 a の(a)及び(b)のうち下記項目とする。

- (1) 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用
- (2) 不稼働日の保安要員等の費用
- (3) 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート、照明等の安全施設類の設置・撤去補修に要する費用及び使用期間中の損料
- (4) 夜間工事その他照明が必要な作業を行う場合における照明に要する費用（大規模な照明設備を必要とする広範な工事（ダム・トンネル本体工事、トンネル内舗装等工事）は除く。）
- (5) 河川、海岸工事における救命艇に要する費用
- (6) 酸素欠乏症の予防に要する費用
- (7) 粉塵作業の予防に要する費用（ただし、「ずい道等建設工事における粉塵対策に関するガイドライン」によるトンネル工事の粉塵発生源に係る措置の各設備、「鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について」に伴う各ばく露防止対策は、仮設工に計上する。）
- (8) 長大トンネル等における防火安全対策に要する費用（工事用連絡設備含む。）
- (9) 安全用品等の費用（墜落制止用器具（フルハーネス）を含む）
- (10) 安全委員会等に要する費用
- (11) 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」における設備等防護対策に要する費用

- (b) 上記以外で積上げ計上する項目は次の各項に要する費用とする。

- (1) 鉄道、空港関係施設等に近接した工事現場における出入口等に配置する安全管理要員等に要する費用
- (2) バリケード、転落防止柵、工事標識、照明等の現場環境改善費に要する費用
積算方法は、「森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて」（平成 11 年 7 月 1 日付け 11-13 林野庁指導部長通知）による。
- (3) 高圧作業の予防に要する費用
- (4) 河川及び海岸の工事区域に隣接して、航路がある場合の安全標識・警戒船運転に要する費用
- (5) ダム工事における岩石掘削時に必要な発破・監視のための費用
- (6) トンネル工事における呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用呼吸用保護具等）に要する費用

トンネル工事における掘削及び支保工に使用する呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用呼吸用保護具等）の費用として、1 工事あたり次式により「呼吸用保護具等費用」を別途計上するものとする。

呼吸用保護具等費用 = 1,660,000 円 + 総労務費 × 0.5%（円）

なお、この計算式は呼吸用保護具の規格が B 級（半面形面体）の場合に適用する。このほかの規格を適用する場合は別途考慮するものとする。

なお、総労務費とは、1 工事あたりのトンネル世話役、トンネル特殊工、トンネル作業員の労務費（鏡吹付施工労務費を含む。）合計額とする。

（注）B 級とは、濡れ率の性能等級を示す。

- (7) 鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用呼吸用保護具等）に要する費用
- (8) 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」における切羽変位計測に要する費用（トンネル（NATM）の計測 A に要する費用は除く）
- (9) その他、現場条件等により積上げを要する費用

イ 現場管理費

(ア) 工種区分

現場管理費は、次表に掲げる工種区分に従って算定するものとする。

(イ) 算定方法

現場管理費は、表４－１８（第１表から第４表）の工種区分に従って純工事費ごとに求めた現場管理費率を、当該純工事費に乘じて得た額の範囲内として次式により算定するものとする。

$$\text{現場管理費} = \text{純工事費} \times \text{現場管理費率}(\%)$$

なお、純工事費については、「第４章の１(２)ア(イ)の共通仮設費の率計算による部分」の表４－２間接工事費等の項目別対象表」によるものとする。

ただし、２種以上の工種からなる工事は、その主たる工種の現場管理費率を適用するものとする。

表４－１８ 工種区分別現場管理費率
第１表

工種区分	対象額	700 万円以下	700 万円を超え 10 億円以下		10 億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする。 (%)	(注) 1 の算定式より算出された率とする。ただし、変数の値は下記による。		下記の率とする。 (%)
			A	b	
河川工事		44.05	1,118.2	-0.2052	15.91
河川・道路構造物工事		43.11	402.3	-0.1417	21.34
治山・地すべり防止工事		46.27	1,229.5	-0.2081	16.48
海岸工事		28.11	100.3	-0.0807	18.84
森林整備		43.09	347.3	-0.1324	22.34
道路工事		34.09	76.4	-0.0512	26.44
鋼橋架設工事		48.86	265.1	-0.1073	28.69
P C 橋工事		31.06	111.0	-0.0808	20.80
舗装工事		40.83	598.0	-0.1703	17.54
公園工事		43.09	347.3	-0.1324	22.34

第２表

工種区分	対象額	700 万円以下	700 万円を超え 3 億円以下		3 億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする。 (%)	(注) 1 の算定式より算出された率とする。ただし、変数の値は下記による。		下記の率とする。 (%)
			A	b	
橋梁保全工事		65.88	1,465.2	-0.1968	31.45

第３表

工種区分	対象額	200 万円以下	200 万円を超え 1 億円以下		1 億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする。 (%)	(注) 1 の算定式より算出された率とする。ただし、変数の値は下記による。		下記の率とする。 (%)
			A	b	
道路維持工事		60.33	613.0	-0.1598	32.29

第4表

工種区分	対象額	1000 万円 以 下	1000 万円を超え 20 億円以下		20 億円を超え るもの
	適用 区分	下記の率 とする。 (%)	(注) 1 の算定式より算出された率とす る。ただし、変数の値は下記による。		下記の率 とする。 (%)
			A	b	
トンネル工事		45.56	189.4	-0.0884	28.52

(注) 1 . 現場管理費率(J o)の算定式

$J o = A \times N p^b$ (小数点以下第 3 位を四捨五入し、2 位止めとする。)

ただし、J o : 現場管理費率(%)

N p : 純工事費(円)

A、b : 変数値

- 基礎地盤から堤頂までの高さが 20m 以上の治山ダムは、治山・地すべり工事に 2 % 加算するものとする。
- 保安林管理道等に関する工事は林道関係事業に準じるものとする。

(ウ) 現場管理費率の補正

(a) 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正

施工時期、工事期間を考慮して、表 4 - 18 工種区分別現場管理費率を 2.0% の範囲内で加算することができるものとする。

ただし、次の「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合」と「緊急工事の場合」を合わせて適用する場合の補正值の上限は、2.0% とする。

(1) 積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合

積雪寒冷地域の範囲

国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和 24 年法律第 200 号)及び寒冷地手当支給規則(昭和 39 年総理府令第 33 号)に規定される寒冷地手当を支給する地域とする。

積雪寒冷地の適用期間は、次表のとおりとする。

表 4 - 19 積雪寒冷地の適用期間

施工期間	運用地域	備 考
11 月 1 日 ～ 3 月 31 日	北海道、青森県、 秋田県	積雪地特性として 11 月中の降雪が 5 日 以上あること
12 月 1 日 ～ 3 月 31 日	上記以外の地域	

工場製作工事及び冬期条件下で施工することが前提となっている除排雪工事等は適用しない。

現場管理費の補正率は、次によるものとする。

補正率(%) = 冬期率 × 補正係数

冬期率 = $\frac{12 \text{ 月 } 1 \text{ 日} \sim 3 \text{ 月 } 31 \text{ 日} (11 \text{ 月 } 1 \text{ 日} \sim 3 \text{ 月 } 31 \text{ 日}) \text{ までの工事期間}}{\text{工 期}}$

ただし、工期については、実際に工事を施工するために要する期間で、準備期間と後片付け期間を含めた期間とする。また、冬期工事期間についても準備期間と後片付け期間を含めた期間とする。

表 4 - 20 補正係数

積雪寒冷地域の区分	補正係数
1 級 地	1.80
2 "	1.60
3 "	1.40
4 "	1.20

- (注) 1 冬期率は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。
 2 補正率は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。
 3 施工地域が2つ以上となる場合には、補正係数の大きい方を適用する。

(2) 緊急工事の場合

緊急工事は2.0%の補正値を加算するものとする。緊急工事とは、昼夜間連

続作業が前提となる緊急を要する工事で、災害復旧事業又はこれと同等の緊急を要する工事とする。

(b) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正

- (1) 表 4 - 21 の適用条件に該当する場合、第 4 - 18 (第 1 表 ~ 第 4 表) の現場管理費率に下表の補正係数を乗じるものとする。

表 4 - 21 地域補正の適用

施工地域区分	工種区分	適用条件	補正係数	適用優先
		対象		
市街地(DID補正)(1)	道路維持工事 舗装工事 橋梁保全工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	1
一般交通影響有り(1)	道路維持工事 舗装工事 橋梁保全工事	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上の上り下りにおいて、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。		
一般交通影響有り(2)	道路維持工事 舗装工事 橋梁保全工事	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)		
市街地(DID補正)(2)	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	2
一般交通影響有り(3)	道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上の上り下りにおいて、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	3
一般交通影響有り(4)	道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種	一般交通影響有り(3)以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	4
市街地(DID補正)(3)	鋼橋架設工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁の保全工事以外の工種	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	5
山間僻地及び離島	全ての工種	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	6

- (注) 1 市街地とは、施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。

なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。

2 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先によるが、共通仮設費で決定した施工地域区分と同じものを適用すること。

(c) 設計変更の取扱い

- (1) 災害の発生等により、本基準において想定している状況と実態が乖離している場合などについては、上記 a 及び b のほか、必要に応じて実態等を踏まえた補正率を設定することができるものとする。
- (2) 設計変更時における現場管理費率の補正については、工事区間の延長、工期の延長短縮等により当初計上した補正值に増減が生じた場合、あるいは、当初計上してなかったが上記条件の変更により補正できることとなった場合は、設計変更の対象として処理するものとする。

(d) 支給品の取扱い

資材等を支給するときは、当該支給品費を純工事費に加算した額を現場管理費算定の対象となる純工事費とする。

(e) 現場管理費の積算において支給品、貸付機械がある場合の取扱い

- (1) 別途製作工事で製作し、架設（据付）のみを分離して発注する場合は、当該製作費は積算の対象とする純工事費には含めない。
- (2) 当初の支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、入札時における市場価格又は類似品価格とする。

(f) 現場管理費の計算

現場管理費率標準値は、表 4 - 18 による。

施工時期、工事期間、施工地域を考慮した計算

現場管理費 = 対象純工事費 × {(現場管理費率 × 補正係数) + 補正值}

対象純工事費：純工事費 + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額

ただし、現場管理費率は、表 4 - 18（第 1 表～第 4 表）による。

補正係数は、(り)(b)施工地域を考慮した現場管理費率の補正による。

補正值は、(り)(a)施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正による。

なお、補正係数を乗じる場合は、現場管理費率 J の端数処理後に係数を乗じて、小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。

(3) 一般管理費等

ア 一般管理費等の算定

一般管理費等は、一般管理費及び付加利益の額の合計額とし、前払金支出割合が 35% を超え 40% 以下の場合の一般管理費等の額は、表 4 - 22 の工事原価ごとに求めた一般管理費等率を、当該工事原価に乗じて得た額の範囲内とする。

一般管理費等 = 工事原価 × 一般管理費等率 (Gp)

表 4 - 22 前払金支出割合が 35% を超え 40% 以下の場合

工事原価	500 万円以下	500 万円を超え 30 億円以下	30 億円を超えるもの
一般管理費等率	23.57%	(注) 1 一般管理費等率算定式により算出された率	9.74%

(注) 1 一般管理費等率算定式

$Gp = -4.97802 \cdot \log Cp + 56.92101$

ただし、Gp：一般管理費等率 (%)

Cp：工事原価 (単位：円)

Gp の値は、小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。

2 . なお、工事原価については、「第 4 章の 1 (2) ア (イ) a 共通仮設費の率計算による部分」表 4 - 2 間接工事費等の項目別対象表」によるものとする。

イ 一般管理費等率の補正

前払金の保証がない工事は、一般管理費等の補正の対象外である。

(ア) 前払金支出割合の相違による補正

前払金支出割合が 35%以下の場合の一般管理費等の率は、表 4 - 23 の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を表 4 - 22 に基づく一般管理費等率に乘じて得た率とする。

表 4 - 23 前払金支出割合による補正

前 払 金 支 出 割 合 区 分	0 %から 5 %以下	5 %を超え 15%以下	15%を超え 25%以下	25%を超え 35%以下
補 正 係 数	1.05	1.04	1.03	1.01

(注) アで求めた一般管理費等率に当該補正係数を乘じて得た率は、小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。

(イ) 契約の保証に係る補正

上記(ア)の補正值に、表 4 - 24 の契約保証に係る補正值を加算したものを一般管理費等率とする。

表 4 - 24 契約保証に係る補正

保 証 の 方 法	補正值 (%)
ケース 1 : 発注者が金銭的保証を必要とする場合 (宮崎県 工事請負契約約款第 4 条を採用する場合)	0.04
ケース 2 : 発注者が役務的保証を必要とする場合	0.09
ケース 3 : ケース 1 及び 2 以外の場合	補正しない

(注) 1 . ケース 3 の具体例は以下のとおりである。

宮崎県財務規則第 1 0 1 条第 2 項第 5 号の規定により契約保証金を免除することができる場合

2 . 契約保証費を計上する場合は、原則として当初契約の積算に見込むものとする。

(4) 消費税等相当額

消費税等相当額は、工事価格に消費税及び地方消費税の税率を乘じて得た額とする。

2 積算書の数値処理

積算書の数値処理については次のとおりとする。

項目	丸め位置	丸め方法	止まり	備考
請負工事費			円	
消費税相当額	-	-	円	
工事価格	1,000 円未満	切り捨て	1,000 円	
工事原価	1,000 円未満	切り捨て	1,000 円	
一般管理費等	1,000 円未満	切り捨て	1,000 円	
現場管理費	1,000 円未満	切り捨て	1,000 円	
共通仮設費	1,000 円未満	切り捨て	1,000 円	
直接工事費	1,000 円未満	切り捨て	1,000 円	工種毎に
明細金額欄	小数点以下 1 位	四捨五入	円止り	
明細単価欄 (パッケージ単価以外)	小数点以下 1 位	四捨五入	円止り	
明細単価欄 (パッケージ単価)	有効数字 5 桁	切り上げ	有効数字 4 桁	

3 数値基準

積算書に係る明細表及び単価表の数値について、特に指定のない場合は次表を標準とする。

数値基準

項目	丸め位置	丸め方法	止まり	備考
特に表示のない数値	小数点以下 4 位	四捨五入	3 位止り	
特に表示のない金額	小数点以下 1 位	四捨五入	円止り	
土木工事標準単価	有効数字 5 位以降	切捨て	有効数字 4 位	
一般労務	小数点以下 3 位	四捨五入	2 位止り	
運転労務	小数点以下 3 位	四捨五入	2 位止り	
機械経費（日当り）	小数点以下 3 位	四捨五入	2 位止り	
機械経費（時間当り）	小数点以下 2 位	四捨五入	1 位止り	
機械損料単価整数部 3 桁以上 （賃料） 整数部 2 桁以下	有効数字 4 位	四捨五入	有効数字 3 位	
	小数点以下 1 位	四捨五入	円止り	
燃料数量	小数点以下 2 位	四捨五入	1 位止り	10未満
	小数点以下 1 位	四捨五入	整数	10以上
日当（整数部 3 桁以上）	小数点以下 1 位	四捨五入	整数	
日当（整数部 1 桁以上）	有効数字 3 位	四捨五入	有効数字 2 位	
日当（小数点以下）	小数点以下 2 位	四捨五入	小数点以下 1 位	
一般資材数量	小数点以下 2 位	四捨五入	1 位止り	指定のないもの
構成内訳の運転時間	小数点以下 2 位	四捨五入	1 位止り	
構成内訳の運転日数	小数点以下 3 位	四捨五入	2 位止り	
一日当たり作業量（QD）	小数点以下 2 位	四捨五入	1 位止り	
補正值・係数	小数点以下 3 位	四捨五入	2 位止り	市場単価含む
距離の入力			整数	各単価毎設定
断面積の入力	小数点以下 2 位	四捨五入	1 位止り	各単価毎設定
雑品・諸雑費・諸経費率	小数点以下 4 位	四捨五入	3 位止り	
算出数量	小数点以下 3 位	四捨五入	2 位止り	
電力料金、燃料費	小数点以下 3 位	四捨五入	2 位止り	
鋼材質量（kg）	小数点以下 1 位	四捨五入	整数	

4 県独自の歩掛

(1) 梯子胴木 (10.0m当たり)

名 称	形 状 ・ 寸 法	単位	数 量	摘 要
胴 木	末口径 12cm 長さ 3.5m(素材) 6 本	m3	0.3	
栈木(控木)	末口径 9cm 長さ 1.0m(素材)10 本	m3	0.08	
杭 木	末口径 9cm 長さ 1.2m(素材)10 本	m3	0.1	
ボルト(胴木用)	Ø12mm 長さ 150mm	本	5.0	
ボルト(栈木用)	Ø12mm 長さ 240mm	本	30.0	
型 枠 工		人	0.50	
普通作業員		人	1.30	

(2) L型側溝据付(撤去) (10.0本当たり)

名 称	単位	数 量		摘 要
		据 付	撤 去	
土木一般世話役	人	0.15	0.075	
特 殊 作 業 員	人	0.15	0.075	
普 通 作 業 員	人	0.41	0.205	
諸 雑 費	%	6.0	-	

(3) フィルター材布設 (100.0m当たり)

名 称	単位	数 量		摘 要
		平坦地	傾斜地	
普 通 作 業 員	人	0.20	0.50	

(4) MF15横断溝据付(撤去) (10.0本当たり)

名 称	単位	数 量								摘要
		L=3.6m		L=4.0m		L=5.0m		L=6.0m		
		据付	撤去	据付	撤去	据付	撤去	据付	撤去	
土木一般世話役	人	0.36	0.18	0.40	0.20	0.50	0.25	0.60	0.30	
特 殊 作 業 員	人	0.36	0.18	0.40	0.20	0.50	0.25	0.60	0.30	
普 通 作 業 員	人	1.80	0.90	2.00	1.00	2.50	1.25	3.00	1.50	
フィルターレンタル賃料	日	0.36	0.18	0.40	0.20	0.50	0.25	0.60	0.30	
諸 雑 費	%	9.0	-	9.0	-	9.0	-	9.0	-	

(5) 林道用踏込版据付(撤去)

(10.0m当たり)

名 称	単位	数 量		摘 要
		据付	撤去	
土木一般世話役	人	0.10	0.05	
普通作業員	人	1.30	0.65	
ラフテレーンクレーン賃料	日	0.50	0.25	

(6) 積苗工

(10.0m当たり)

名 称	単位	数 量		摘 要
		3枚芝	4枚芝	
野 芝	m ²	6.0	8.0	
目 串	束	2.4	3.6	
普通作業員	人	0.11	0.11	萱株採取
普通作業員	人	0.38	0.51	
土木一般世話役	人	0.04	0.05	
普通作業員	人	0.02	0.02	萱株植付仕上げ

(7) 積苗工(4段積植生土のう)

(10.0m当たり)

名 称	単位	数 量	摘 要
植 生 土 の う	枚	80.0	
普通作業員	人	1.10	
普通作業員	人	0.24	埋戻し等

(8) 石筋工

(10.0m当たり)

名 称	単位	数 量		摘 要
		採取有	採取無	
普通作業員	人	0.21	0.21	萱株採取
普通作業員	人	2.73	1.23	

(9) 丸太柵工(高さ0.45m)

(10.0m当たり)

名 称	形 状 ・ 寸 法	単位	数 量	摘 要
杭 木	末口径8~10cm 長さ1.5m(皮剥丸太)	本	13.0	杭間隔0.75m
背 丸 太	末口径8~10cm 長さ4.0m(皮剥丸太)	本	12.5	
なまし鉄線	#10	kg	3.0	
普通作業員		人	0.11	萱株採取
普通作業員		人	0.95	
普通作業員		人	0.24	埋戻し等

(10) 丸太筋工 (横木 1 本萱株入) (100.0m当たり)

名 称	形 状 ・ 寸 法	単位	数 量	摘 要
横 木	末口径 8～10cm 長さ 4.0m(皮剥丸太)	本	25.0	
杭 木	末口径 8～10cm 長さ 0.7m(皮剥丸太)	本	75.0	
なまし鉄線	#10	kg	5.68	
普通作業員		人	1.05	萱株採取
普通作業員		人	3.45	

(11) 丸太筋工 (横木 2 本萱株入) (100.0m当たり)

名 称	形 状 ・ 寸 法	単位	数 量	摘 要
横 木	末口径 4～ 8cm 長さ 2.0m(皮剥丸太)	本	100.0	
杭 木	末口径 8～10cm 長さ 0.7m(皮剥丸太)	本	150.0	
なまし鉄線	#10	kg	6.7	
普通作業員		人	1.05	萱株採取
普通作業員		人	5.00	

(12) 丸太筋工 (横木 3 本萱株入) (100.0m当たり)

名 称	形 状 ・ 寸 法	単位	数 量	摘 要
横 木	末口径 4～ 8cm 長さ 2.0m(皮剥丸太)	本	150.0	
杭 木	末口径 8～10cm 長さ 0.8m(皮剥丸太)	本	150.0	
なまし鉄線	#10	kg	10.0	
普通作業員		人	1.05	萱株採取
普通作業員		人	6.00	

(13) 木筋階段工 (10.0m当たり)

名 称	形 状 ・ 寸 法	単位	数 量	摘 要
横 木	末口径 4～ 8cm 長さ 2.0m	本	5.0	
杭 木	末口径 8～10cm 長さ 0.7m(外)	本	15.0	
杭 木	末口径 6cm 以上 長さ 0.3m(内)	本	30.0	
控 木	末口径 8～10cm 長さ 0.8m(階段木)	本	15.0	
なまし鉄線	#10	kg	1.0	
普通作業員		人	0.11	萱株採取
普通作業員		人	0.70	杭打、緊結、仕上げ

(14) 木製階段工(W = 1.5m) (1.0 段当たり)

名 称	形 状 ・ 寸 法	単位	数 量	摘 要
階段丸太	末口径 10～12cm 長さ 1.5m	本	2.0	
杭 木	末口径 8～10cm 長さ 1.0m	本	2.0	
鉄 丸 釘	#6×150mm (N-150)	本	4.0	
普通作業員		人	0.12	杭打、地均し、仕上げ

(15) 法面丸太工

(10 枚当たり)

名 称	形 状 ・ 寸 法	単 位	数 量	摘 要
丸太法面パネル	2000 × 1500	枚	10.00	
普通作業員		人	0.49	
バックホ運転(損料)	クレーン機能付 0.35m ³	h	0.49	
軽 油		L	4.20	
運転手(特殊)		人	0.08	

(16) 木製残存型杵工

(100.0 m²当たり)

名 称	形 状 ・ 寸 法	単 位	数 量	摘 要
木製残存型杵	タイ [°] 4 40 × 405 × 1970	m ²	109.0	
土木一般世話役		人	3.46	
型 杵 工		人	3.61	
普通作業員		人	7.62	
諸 雑 費		%	15.0	

(17) 立竹木(毎木)調査

(1,000.0 m²当たり)

区 分	職 種	単 位	外 業 (調査)	内 業 (図面等)	摘 要
用材林	技師 B	人	0.23	0.07	
	技師 C	人	0.23	0.47	
	技術員	人	0.23	-	
薪炭林 (自然生林)	技師 B	人	0.36	0.11	
	技師 C	人	0.36	0.68	
	技術員	人	0.36	-	
収穫樹 (果樹園)	技師 B	人	0.34	0.12	
	技師 C	人	0.34	0.91	
	技術員	人	0.34	-	
竹 林	技師 B	人	0.14	0.13	
	技師 C	人	0.14	0.48	
	技術員	人	0.14	-	
苗 木 (苗木畑)	技師 B	人	0.50	0.04	
	技師 C	人	0.50	0.52	
	技術員	人	0.50	-	

ア 外業補正

(ア) 地形による補正率

平坦地	丘陵地	傾斜地	急傾斜地
0	0	+30%	+40%

(18) 木柵パネル工

(10.0m当たり)

名 称	形状・寸法	単位	数 量		摘 要
			吸出無	吸出有	
杭 木	末口径 8～10cm 長さ 1.5m(皮剥丸太)	本	10.0	10.0	杭間隔 1.0m
木柵 ^ハ 柵(V 型)	40×452×2000	m	10.0	10.0	
防 砂 板	10 mm 吸出防止 ヤシ繊維	m ²	-	2.42	
普通作業員		人	0.04	0.04	設置等
普通作業員		人	-	0.01	
普通作業員		人	0.60	0.60	杭打ち
普通作業員		人	0.11	0.11	萱株採取
普通作業員		人	0.24	0.24	埋戻し等

(19) 校倉式木製土留工(φ90)

(構造物体積 10.0m³ 当たり)

名 称	単位	W=0.7m、1.0m、1.2m、1.5m							
		BH0.20m ³		BH0.35m ³		BH0.60m ³		人 力	
		栗石	土砂	栗石	土砂	栗石	土砂	栗石	土砂
土木一般世話役	人	0.43	0.43	0.43	0.43	0.43	0.43	0.43	0.43
普 通 作 業 員	人	3.53	2.68	3.53	2.68	3.53	2.68	5.84	4.84
BH 運 転 (損 料)	h	4.04	3.43	2.31	1.96	1.35	1.14	-	-
軽 油	L	24.00	20.00	20.00	17.00	20.00	17.00	-	-
運 転 手 (特 殊)	人	0.69	0.58	0.39	0.33	0.23	0.19	-	-
タンパ運転(賃料)	日	-	0.32	-	0.32	-	0.32	-	0.32
ガ ソ リ ン	L	-	1.20	-	1.20	-	1.20	-	1.20
特 殊 作 業 員	人	-	0.23	-	0.23	-	0.23	-	0.23

(20) 校倉式木製ダム工等(φ120)

木材組立

(構造物体積 1.0m³ 当たり)

名 称	単位	数 量	摘 要
土木一般世話役	人	0.03	
普 通 作 業 員	人	0.19	

詰石

(構造物体積 1.0m³ 当たり)

名 称	単位	数 量		
		BH0.20m ³	BH0.35m ³	BH0.60m ³
普 通 作 業 員	人	0.14	0.14	0.14
ハ ッ ク 杓 運 転 (損 料)	h	0.39	0.22	0.13
軽 油	L	2.30	1.90	2.00
運 転 手 (特 殊)	人	0.07	0.04	0.02
割栗石 15～20cm	m ³	0.87	0.87	0.87

(21) 木製枠工 (改良型)

(10.5m 当たり)

名 称	形 状 ・ 寸 法	単位	数 量			
			中詰(土砂)		中詰(詰石)	
			機械	人力	機械	人力
土木一般世話役		人	0.06	0.06	0.09	0.09
普 通 作 業 員		人	0.33	0.76	0.36	0.92
木 製 枠 工	L=1.50m ACQ(K-4)同等品	基	7.00	7.00	7.00	7.00
割 栗 石		m3	-	-	2.80	2.80
バックホウ運転 (損料)	0.6m3	h	0.13	-	0.57	-
軽 油		L	2.00	-	8.60	-
運転手 (特殊)		人	0.02	-	0.10	-
タンパ運転 (賃料)	質量 60 ~ 80kg	日	0.12	0.12	-	-
ガ ソ リ ン		L	0.50	0.50	-	-
特 殊 作 業 員		人	0.09	0.09	-	-

(22) 機械埋戻 (溪間工)

(100.0m3 当たり)

名 称	単位	数 量			
		山地治山 A		山地治山 B	
		BH0.35m3	BH0.60m3	BH0.35m3	BH0.60m3
運転手 (特殊)	人	1.04	0.64	0.96	0.57
軽油	L	60.00	60.00	56.00	54.00
バックホウ損料	供用日	1.60	0.94	1.48	0.84
山林砂防工	人	7.00	7.00	-	-
普通作業員	人	-	-	7.00	7.00
タンパ賃料	日	4.14	4.14	4.14	4.14
ガソリン	L	16.00	16.00	16.00	16.00
特殊作業員	人	3.00	3.00	3.00	3.00
山林砂防工	人	3.00	3.00	-	-
普通作業員	人	-	-	3.00	3.00

(23) 植生マット工(亀甲金網付)

(100.0 m² 当たり)

名 称	形状・寸法	単位	数 量	摘 要
植生マット(亀甲金網付)		m ²	120.0	
アンカーピン	9×200	本	162.0	
大 頭 釘	L=150mm	本	339.0	
土木一般世話役		人	0.80	
法 面 工		人	1.70	
普 通 作 業 員		人	0.80	
諸 雑 費		%	5.00	

(24) 支障木調査範囲(区分測量)

(1.0km 当たり)

職 種	単位	外 業 (調 査)	内 業 (図面等)	摘 要
測 量 技 師 補	人	1.19	0.56	
測 量 補 助 員	人	2.38	-	
機 械 経 費	%	1.50		
材 料 費	%	5.00		

(25) 伏工(芝)

(10.0m 当たり)

名 称	形状・寸法	単位	数 量			
			階段高 1.0m		階段高 0.8m	
			砂・砂質土	礫質土	砂・砂質土	礫質土
野 芝	半土	m ²	12.00	12.00	10.00	10.00
目 串	長さ 15cm 100 本詰	束	7.20	7.20	6.00	6.00
普 通 作 業 員	(萱株採取)	人	0.11	0.11	0.11	0.11
普 通 作 業 員		人	1.43	1.78	1.18	1.46
土木一般世話役		人	0.07	0.07	0.06	0.06

(26) 土墨工(芝)

(10.0m 当たり)

名 称	形状・寸法	単位	数 量	摘 要
野 芝	半土	m ²	12.00	
目 串	長さ 15cm 100 本詰	束	7.20	
普 通 作 業 員		人	0.11	萱株採取
普 通 作 業 員		人	1.33	
土木一般世話役		人	0.07	

(27) モルタル袋付植生基材マット工

(100.0 m² 当たり)

名 称	形状・寸法	単位	数 量		摘 要
			主アンカーの長さ		
			L=200	L=300	
モルタル袋付植生基材マット	1 m× 6 m	m ²	120.00	120.00	
ア ン カ ー ピ ン	D10 L=200	本	252.00	702.00	
ア ン カ ー ピ ン	D10 L=300	本	-	252.00	
リングアンカー	φ 7 L=200	本	702.00	-	
土木一般世話役		人	1.10	1.60	
法 面 工		人	2.30	3.20	
普 通 作 業 員		人	1.10	1.60	
諸 雑 費		%	5.00	5.00	

(28) 植生土のう筋工 (10.0m当たり)

名 称	形状・寸法	単位	数 量	摘 要
植生土のう袋	幅 40×60cm 袋のみ	枚	20.00	
普通作業員		人	0.28	

(29) 植生土のう張工 (20.0 枚当たり)

名 称	形状・寸法	単位	数 量	摘 要
植生土のう袋	幅 40×60cm 袋のみ	枚	20.00	
普通作業員		人	0.28	

(30) 植生土のう水路工 (10.0m当たり)

名 称	形状・寸法	単位	数 量	摘 要
植生土のう袋	幅 40×60cm 袋のみ	枚	100.00	
普通作業員		人	1.38	

(31) キャットウォーク (18.0 掛㎡当たり)

名 称	形状・寸法	単位	数 量	摘 要
土木一般世話役		人	0.10	
と び 工		人	0.40	
普通作業員		人	0.40	
諸 経 費		%	21.00	

(32) 水平打継面処理工(治山ダム) (100.0m3 当たり)

名 称	形状・寸法	単位	数 量	摘 要
土木一般世話役		人	0.04	鉄筋加工
鉄 筋 工		人	0.18	鉄筋加工
普通作業員		人	0.12	鉄筋加工
諸 経 費		%	2.00	鉄筋加工
異 形 棒 鋼	SD345 D16	ton	0.20	
土木一般世話役		人	0.13	鉄筋建込み
普通作業員		人	0.54	鉄筋建込み